令 5 障害者支援第 1 7 2 6 号 令和 6 年 (2024 年) 3 月 2 2 日

各障害者支援施設の長 各障害児入所施設の長 各障害福祉サービス事業所等の長

> 山口県健康福祉部障害者支援課長 (公 印 省 略)

令和6年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(体制届)の 提出について

障害福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申 し上げます。

さて、このことについて、令和6年度の取扱いを下記のとおりとしますので、内容を確認の上、ご対応いただきますようよろしくお願いします。

記

- 1 体制届の提出が必要な施設及び事業所
 - (1) 全施設·事業所共通

前年度の利用者実績の確定及び令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、 令和6年4月1日から報酬(基本報酬の算定方法や区分が変更となった障害福祉サー ビス事業所等は提出必要)及び加算(今回既存の加算が変更となったものも含む) の算定に変更が生じる体制等に係る様式の提出をお願いします。

- ※ 今回基本報酬の算定方法や区分が変更になった障害福祉サービス事業所等(生活介護、施設入所支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)は提出が必要です。
- ※ 基本報酬や既存の加算区分に変更がなく、今回新設される加算等についても算定 しない場合は提出不要です。
- (2) 障害福祉施設・障害福祉サービス事業所別
 - ①生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所においては、基本報酬 の算定方法及び基本報酬の区分が変更となっているため、体制届を必ず提出 してください。
 - ②施設入所支援においては、基本報酬の区分が変更となっているため、体制届を 必ず提出してください。

2 提出書類

加除修正された項目等については、別添「体制等状況一覧表(案)」(国から参考資料)をご参照ください。

なお、届出様式等は、今後国から入手次第、県障害者支援課のホームページに随時掲載しますので、変更内容をご確認の上、書類等を作成し提出してください。

(障害者支援施設、障害福祉サービス事業所(障害児通所以外))

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18718.html

(障害児入所施設、障害福祉サービス事業所(障害児通所))

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18775.html

- 3 提出期限及び提出方法等
- (1) 提出期限

令和6年4月12日(金)必着

(2) 提出方法

施設・事業所を管轄する各健康福祉センターの保健福祉・総務室あてに、持参又は 郵送により提出してください。

(3) 提出部数

2部

4 留意事項

- (1) 前年度実績等の確定に伴い、必要な人員配置や加算要件が変更となる可能性があるため、必ず各施設及び事業所において、例年どおりの確認作業を行ってください。
- (2) 年度途中に介護給付費等(報酬及び加算)の内容に変更が生じる場合には、これまで同様、随時、体制届の提出が必要です。

施設福祉推進班 担当 岡野 TEL 083-933-2735 FAX 083-933-2779